平成２４年（フ）第３６０号
和歌山市市小路98番地　コーポ池尾306号
破産者　有限会社南和地建
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第７９号
大阪府泉佐野市上瓦屋661番地の１
破産者　東洋整美工業株式会社
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４０号
山口県下関市豊浦町大字川棚1545番地の９
破産者　ボブソン山口株式会社
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１１７号
宮崎県小林市北西方3737番地１
破産者　有限会社馬場農場
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２８号
鹿児島県奄美市名瀬小浜町30番１号
破産者　株式会社共業
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２号
鹿児島県指宿市十二町324番地13
破産者　坪口　元伊
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２５年（フ）第１４号
鹿児島県枕崎市白沢西町６番地
破産者　白澤冨美子
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２５年（フ）第１８６号
さいたま市南区大字大谷口2305番地１アドバンスＭ―12　202号、破産手続開始決定時の住所さいたま市南区大字大谷口5571番地
破産者　渡邉伸一郎
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２７９号
埼玉県川口市大字安行慈林1014番地の８
破産者　長澤　　慶
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２９２号
埼玉県川口市戸塚５丁目10番21号
破産者　古谷　幸子
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５５４号
さいたま市西区大字西遊馬390番地　レオパレスグリーンハイツ４号館213号
破産者　山浦　健二
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６０７号
埼玉県加須市諏訪１丁目11番５号
破産者　田部井和夫
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８２号
北九州市小倉南区上吉田３丁目７番40―702号　吉武千恵美方、開始決定時の住所北九州市小倉南区中貫１丁目19番２―301号
破産者　小代　秀紀
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３４９号
熊本県山鹿市中1354番地５
破産者　福島　　隆
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１９号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字節子1282番地
破産者　新　　美樹
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第１８７号
宮城県仙台市太白区恵和町３番３―205号、破産申立時住所宮城県仙台市若林区若林３丁目15番２号仙台ハウス202
破産者　向井美智子（旧姓相澤）
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２２３号
仙台市若林区大和町３丁目11番２―204号
破産者　佐藤照一郎
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２４８号
仙台市泉区南光台４丁目29番２号　ベルトピア仙台10―203
破産者　後藤　　篤
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５３号
山形市南二番町１番21―706号　ネオハイツ南二番町
破産者　加藤　舞子
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５４号
山形市大字長谷堂121番地４　安達医院、前住所山形市南四番町３番６号
破産者　安達美栄子
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部